秋 田 県

土木工事共通仕様書

平成３０年１０月１日以降適用

土木工事施工管理基準

【 港 湾 編 】

赤字：秋田県独自項目
青字：今 回 改 訂 部 分
（H30.10.1改訂）

－表紙(裏)空欄－

秋田県土木工事共通仕様書[H30.10.1 適用]

港湾工事施工管理基準

この港湾工事施工管理基準(以下「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書第１編 1-1-1-25「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１.目　的

この管理基準は、港湾工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を目的とする。

２.適　用

この管理基準は、秋田県が発注する港湾工事について適用する。ただし､設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする｡また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難い場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

３.構　成

施工管理
（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

(１)受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

(２)施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

(３)受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

(４)受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

５.管理項目及び方法

(１)工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(２)出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定

基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、少数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(３)品質管理

１．工事に使用する材料（製品を含む、以下同じ。）の品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法は設計図書及び「港湾工事品質管理基準」の定めによらなければならない。

２．受注者は、品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等を行わなければならない。なお、監督職員は、品質に疑いのある場合、品質確認に必要な試験等を指示することができるものとする。なお、それらに要する費用については受注者の負担とするものとする。

３．受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「港湾工事品質管理基準」に定める管理基準により難い場合、事前に監督職員の承諾を得て、品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法を変更することができるものとする。

４．受注者は、工事に使用する材料の品質管理を設計図書及び「港湾工事品質　管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に提出しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難い場合は、事前に監督職員の承諾を得た様式によることができるものとする。

６.規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７.その他

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。